

平成十二年建設省告示第千四百十三号の一部を改正する告示案（概要）

1. 改正の趣旨

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第290号。以下「改正令」という。）の施行（平成21年9月28日）に伴い、平成12年建設省告示第1413号について、以下のとおり所要の改正を行う。

（1）建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の10第3項第1号（戸開走行保護装置）について

特殊な構造又は使用形態のエレベーターとして「荷物運搬専用又は自動車運搬専用エレベーター」を新たに追加し、改正令により設置が義務付けられることとなった戸開走行保護装置について、昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの（以下「段差解消機等」という。）階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9メートル以下のもの（以下「いす式階段昇降機等」という。）とあわせ、設置対象から適用除外とする。

（2）令第129条の10第3項第2号（地震時等管制運転装置）について

特殊な構造のエレベーターとして「昇降行程の短い（7メートル以下）エレベーター」を新たに追加し、改正令により設置が義務付けられることとなった地震時等管制運転装置について、段差解消機等、いす式階段昇降機等及び荷物運搬専用又は自動車運搬専用エレベーターとあわせ、設置対象から適用除外とする。

（3）その他所要の改正

令第129条の6第1号について

かごの囲いや天井が存在しない場合等について、当該規定を適用除外とする。

令第129条の6第3号について

屋上に突出して停止するエレベーターで屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有さないエレベーター（以下「ヘリポート用エレベーター」という。）について、当該規定を適用除外とする。

令第129条の7第3号及び第129条の8第2項第2号について

旧令第129条の10第3項第1号及び第2号と同様、当該規定を適用除外とする。

2. 改正の概要

（1）かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター（第1第1号関係）

令第129条の6第1号の規定を新たに適用除外とする。

（2）ヘリポート用エレベーター（第1第3号関係）

令第129条の6第1号及び第3号、第129条の7第3号並びに第129条の8第2項第2号の規定を新たに適用除外とする。

- (3) 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が1.1平方メートル以下のエレベーター(第1第5号関係)

令第129条の10第3項第4号口の規定を新たに適用対象とする。

- (4) 自動車運搬用エレベーターで、かごの天井、出入口の戸、壁若しくは囲いの全部又は一部を有さないもの(第1第6号関係)

令第129条の6第1号及び第129条の8第2項第2号の規定を新たに適用除外とする。

- (5) 段差解消機等(第1第7号関係)

令第129条の6第1号、第129条の7第3号、第129条の8第2項第2号並びに第129条の10第3項第1号及び第2号の規定を新たに適用除外する。

- (6) いす式階段昇降機等(第1第8号関係)

令第129条の6第1号、第129条の7第3号、第129条の8第2項第2号並びに第129条の10第3項第1号及び第2号の規定を新たに適用除外とする。

- (7) 昇降行程の短い(7メートル以下)エレベーター(新規追加)

令第129条の10第3項第2号の規定を新たに適用除外とする。

- (8) 荷物運搬専用又は自動車運搬専用エレベーター(新規追加)

令第129条の10第3項第1号及び第2号の規定を新たに適用除外とする。

3. 今後のスケジュール(案)

施行日：平成21年9月28日